

障害のある方の 医療的ケアのすすめ方

(平成27年6月)

京都市障害者自立支援協議会
「医療的ケア部会」

目 次

1	はじめに	1
2	社会福祉士及び介護福祉士法の改正の概要	2
	(1) 認定特定行為	2
	(2) 認定特定行為業務従事者・登録特定行為事業者	3
	(3) 喀痰吸引等研修	4
	(4) 喀痰吸引等の対象者の別	4
	(5) 登録研修機関	6
3	医療関係者との連携体制	7
4	実質的違法性阻却の考え方	8
	(1) これまでの経過	8
	(2) これまでの実質的違法性阻却に基づく喀痰吸引等の取扱い	8
5	喀痰吸引等研修の概要	9
	(1) 第3号研修受講の流れ	9
	(2) 研修受講に必要な書類	10
	(3) 研修内容	10
	(4) 研修終了後の流れ	11
	(5) 実施に当たっての留意点	13
6	医療連携加算	14

Q&A集

参考資料

「障害のある方の医療的ケアのすすめ方」については、別冊の様式集を作成しております。本冊子と合わせて活用ください。

- ・「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）」受講申込関係 様式集
- ・認定特定行為業務従事者認定証交付申請関係 様式集
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請関係 様式集

1 はじめに

平成24年4月に「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）が一部改正され、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等において、一定の条件の下で、「たんの吸引等」の行為が実施できることとなりました。

「たんの吸引等」の実施の際には「医療や看護との連携による安全確保」が必要であり、その条件が整ったサービス提供体制が整えられる必要があります。

そこで、京都市障害者自立支援協議会では、「医療的ケア部会」において、「医療」・「看護」・「介護」の関係者やその他支援者が連携し、「たんの吸引等」が必要な障害のある方に、円滑に提供体制が整えられるよう、平成26年度に継続的な議論を行い、当冊子を作成する運びとなりました。

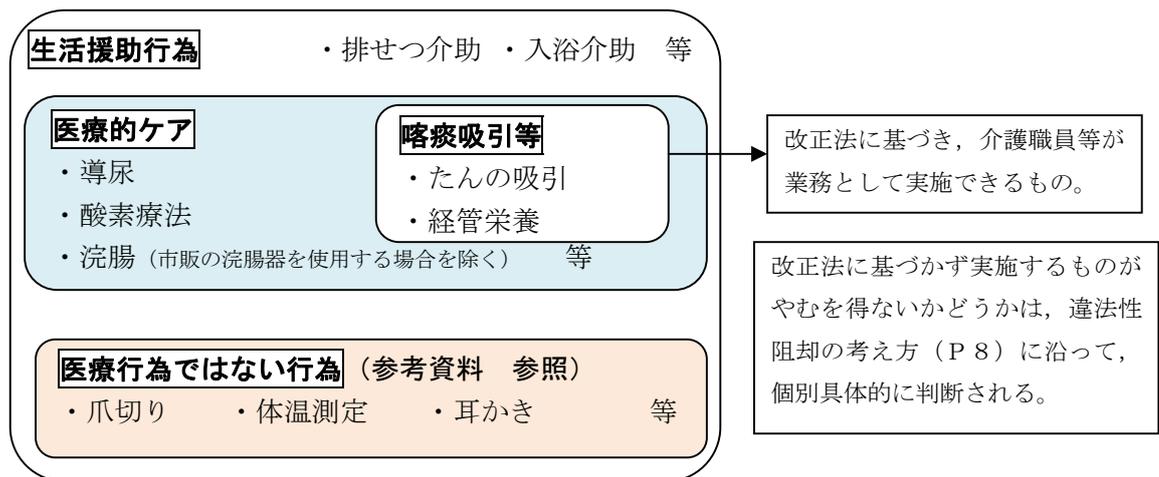
当冊子を、関係機関の連携の場で活用していただければ幸いです。

平成27年6月

京都市障害者自立支援協議会「医療的ケア部会」

※ 「医療的ケア」とは、日常生活上必要不可欠な生活援助行為としての医療行為であって、長期に渡り継続的に必要とされるケアのことを言います。

当冊子では、平成24年4月の法改正により、介護職員等が業として実施できるとされた喀痰吸引・経管栄養の両行為を「喀痰吸引等」と記載しています。



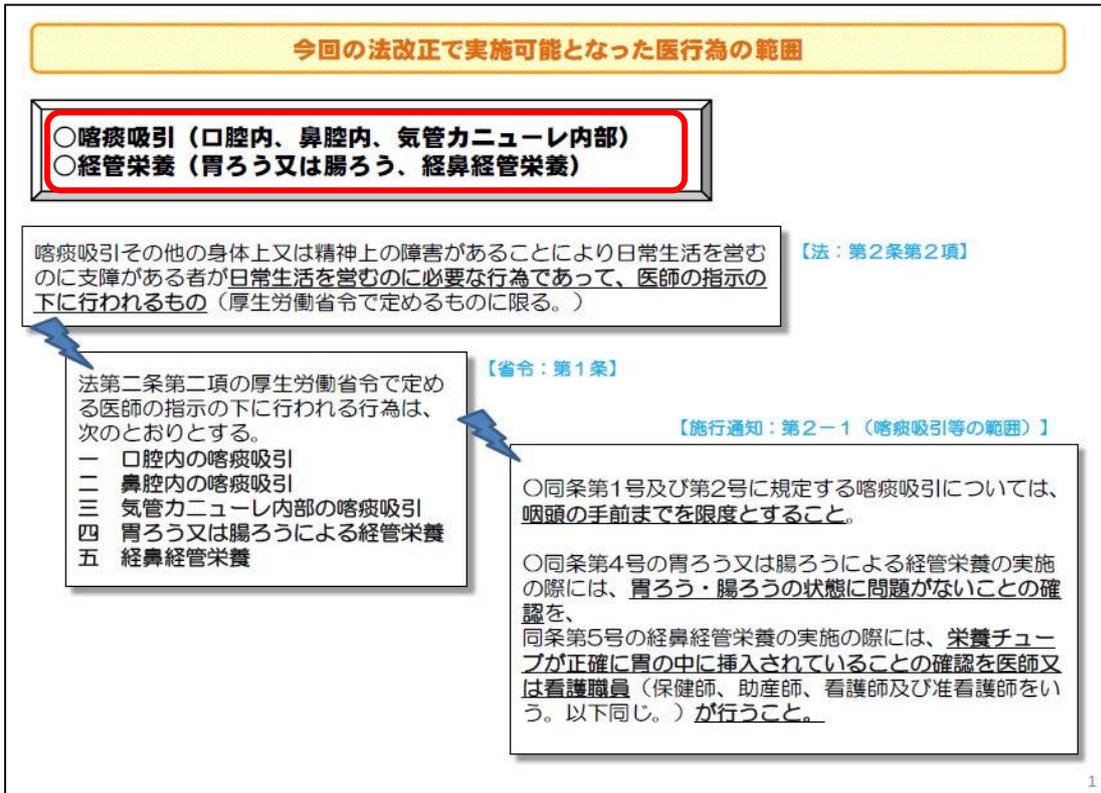
2 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の改正の概要

(1) 認定特定行為

認定特定行為＝介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件のもとに
実施可能となった「喀痰吸引等」の範囲

- 喀痰吸引…口腔内、鼻腔内（いずれも咽頭手前まで）、気管カニューレ内部
- 経管栄養…胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養

以下の法、省令及び通知において示されています。



○栄養チューブの挿入確認は医療職等が行う。

○呼吸器の付け外し等喀痰吸引に伴う一連の行為は演習・実地研修を行ったうえで実施できる。

(2) 認定特定行為業務従事者・登録特定行為事業者

ア 喀痰吸引等を実施する介護職員等を「認定特定行為従事者」といいます。

「認定特定行為従事者」になるためには、都道府県（又は、「登録研修機関」→P6）が実施する研修を受講し、修了証及び認定証の交付を受ける必要があります。

※介護福祉士の取扱いについて

平成28年度（平成29年1月）以降の国家試験合格者は、介護福祉士の国家資格をもって、喀痰吸引等を実施できます（ただし、実施できる行為は、養成課程又は従事した登録事業者において、実地研修を行った行為のみ）。

それ以前に介護福祉士の国家資格を取得した者については、「認定特定行為従事者」と同じく、都道府県（又は、「登録研修機関」→P6）が実施する研修を受講し、認定証の交付を受けた者が認定特定行為従事者になることができます。

イ 「認定特定行為従事者」が所属する事業者は、「登録特定行為事業者」として、都道府県の登録を受ける必要があります。

○登録特定行為事業者の登録基準

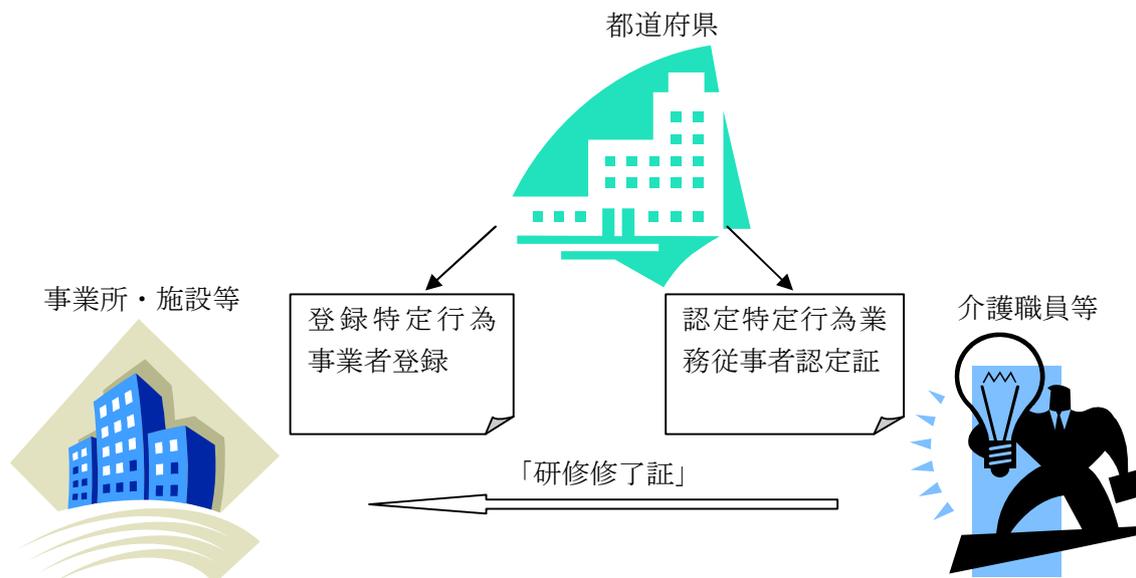
ア) 医療関係者との連携

医師の文書による指示、利用者の心身の状況に関する情報共有
喀痰吸引等の実施内容に関する計画書・報告書の作成等

イ) 安全適正に関する基準

実地研修未修了の介護職員等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修の実施
安全確保等のための体制の確保（安全委員会等）、感染症予防措置、秘密保持等

ア、イの両方の手続を経た従業者、事業者が自らの事業の一環として、喀痰吸引等の業務を行うことができます。



(3) 喀痰吸引等研修

認定特定行為従事者が実施できる行為は、研修の種類により異なります。

第1号研修…不特定多数の者に全ての喀痰吸引等の行為が実施可能

第2号研修…不特定多数の者に、全ての喀痰吸引等の行為のうち、実地研修を受けた特定の行為のみ実施可能

第3号研修…特定の者の必要な行為のみ実施可能

(研修を行っていない特定の者及び行為は、法に則った実施となりません。)

(4) 喀痰吸引等の対象者の別

ア 特定の者(第3号研修)

利用者と介護職員等とのコミュニケーションなど個別的な関係性が重視されるケースに対応するもので、具体的には、筋萎縮性側索硬化症(ALS)又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等の療養患者や障害者が「特定の者」に該当します。

※ 在宅、支援学校、保育所等において、特定の者に喀痰吸引等を実施する場合は、特定の者対象の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けることになります。また、障害者支援施設等でも、上記の具体的障害名に該当する者であって、対象者も限定されている場合は同様。

イ 不特定多数の者(第1号研修、第2号研修)

ア以外の場合、基本的に、複数の介護職員等が複数の利用者に対して喀痰吸引等を実施する場合は「不特定多数の者」に該当します。

※ 「不特定多数の者」の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者が実施する必要があります。ただし平成27年4月から第2号研修については、各行為のうち、任意の行為について実地研修を修了した場合、個別に上記の認定証の交付が受けられます。

研修	対象	喀痰吸引			経管栄養	
		口腔内	鼻腔内	気管カニユ ーレ内	胃ろう・腸 ろう	経鼻経管栄養 ろう
1号	不特定多数	○	○	○	○	○
2号		△	△	△	△	△
3号	特定	必要な行為についてのみ実施				

※ 「特定の者」への喀痰吸引等の実施は個別性の高い支援内容であるため、第3号研修を受講のうえ実施することが望ましいと考えます。また、第1号、第2号研修に係る認定特定行為従事者が「特定の者」に喀痰吸引等を実施する場合、第3号研修を改めて受講する必要はありませんが、法定研修ではなくとも十分な研修等を行い、医療機関等との綿密な連携体制の下で実施してください。

喀痰吸引等研修～研修課程（1）～

○試行事業における取り組みを踏まえた実践的かつ的確な研修を実施。

喀痰吸引等研修	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 講義 50H </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 基本研修 各行為の シミュレーター演習 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 実地研修 </div>
	不特定多数	②喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 講義 50H </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 基本研修 各行為の シミュレーター演習 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 実地研修 (任意の行為) </div>
	特定の者	③実地研修を重視した類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 基本研修 講義及び演習 9H <small>※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間</small> </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてののみ。 </div>
介護福祉士の養成課程			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 講義 50H </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 基本研修 各行為の シミュレーター演習 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 実地研修 (登録事業者) 実地研修 </div>

注：養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

1

○登録基準

- ・ 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について研修を行うこと
- ・ 喀痰吸引等の実務について、医師、看護師等が講師となること
- ・ 研修を受ける者の数に対し十分な数の講師を確保していること
- ・ 研修に必要な器具等を確保していること
- ・ 研修の安全管理体制等を定めた業務規程を定めること
- ※研修の場所・実施方法・安全管理体制・料金・受付方法・業務上知り得た秘密の保持・業務に関する書類の保存等
- ・ 研修の段階ごとに習得の程度を審査すること
- ・ 他の類型の研修等により知識・技能を修得している者には研修の一部を免除できること

京都府内の登録研修機関一覧（平成27年3月1日時点）

登録番号	登録年月日	名称	住所	電話番号	実施研修課程	業務開始年月日	更新年月日	登録取消年月日
2620001	平成24年7月25日	代表者(法人名)	京都府教育委員会	京都市上京区下立売通新町西入の藪ノ内町	075-414-5834	3号	平成24年7月25日	
		事業所	同上					
2620002	平成24年8月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人イエス団	京都市向島二ノ丸町151-34	075-604-6159	3号	平成24年8月1日	
		事業所	重症心身障がい者通所「シサム」					
2620003	平成24年9月14日	代表者(法人名)	社会福祉法人乙訓福祉会	京都府長岡京市今里西ノ口17-9	075-874-7373	3号	平成24年9月14日	
		事業所	社会福祉法人乙訓福祉会・ライフサポート事業所					
2620004	平成25年1月1日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人 暖	京都市中京区西ノ京永本町19-11	075-822-0665	3号	平成25年1月5日	
		事業所	特定非営利活動法人 暖					
2610001	平成25年1月1日	代表者(法人名)	医療法人社団洛和会	京都市下京区仏光寺通油小路東入木賊山町171 洛和会喀痰吸引等研修機関	075-353-5802	1、2号	平成25年1月4日	
		事業所	洛和会喀痰吸引等研修機関					
2620005	平成25年3月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人京都福祉サービス協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	075-823-3341	3号	平成25年3月1日	
		事業所	社会福祉法人京都福祉サービス協会人材開発					
2610002	平成25年7月10日	代表者(法人名)	医療法人医仁会	京都市伏見区石田森南町33-6	075-632-8098	1、2号	平成25年7月10日	
		事業所	医療法人医仁会喀痰吸引等研修センター					
2620006	平成25年7月20日	代表者(法人名)	京都市教育委員会	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	075-352-2285	3号	平成25年7月20日	
		事業所	同上					
2620007	平成25年8月10日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人 音希	京都市北区紫竹西大門町29-1	075-494-0077	3号	平成25年8月10日	
		事業所	特定非営利活動法人 音希					
2610003	平成25年8月20日	代表者(法人名)	社会福祉法人清和園	京都市南区吉祥院石原橋上1番地4	075-692-1147	1、2号	平成25年8月20日	
		事業所	社会福祉法人清和園 介護福祉研修センター					
2620008	平成25年8月27日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人 スリーピース	京都市左京区新富小路通仁王門下る讚州寺町223	075-751-2711	3号	平成25年8月27日	
		事業所	特定非営利活動法人 スリーピース ヘルプセンタースリーピース					
2620009	平成25年10月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人花ノ木	京都府亀岡市大井町小金岐北浦37番地の1	0771-23-0701	3号	平成25年10月1日	
		事業所	花ノ木医療福祉センター					
2610004	平成25年12月20日	代表者(法人名)	株式会社EE21	大阪府大阪市北区堂島2-2-2近鉄堂島ビル	06-4795-2400	1号	平成25年12月20日	
		事業所	同上					
2610005	平成26年4月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人 洛東園	京都市東山区本町15丁目794番地	075-561-1171	1、2号	平成26年4月1日	
		事業所	洛東園研修センター					
2620010	平成26年6月1日	代表者(法人名)	NPO法人医療的ケアネット	京都市南区吉祥院石原上川原町21	075-693-6604	3号	平成26年6月1日	
		事業所	NPO法人医療的ケアネット					
2610006	平成26年11月1日	代表者(法人名)	株式会社日本教育クリエイト	大阪府大阪市北区梅田1丁目2番2号 大阪駅前ビル第2ビル15階	06-6131-8062	1、2号	平成26年11月1日	
		事業所	株式会社日本教育クリエイト大阪支店					
2620011	平成27年1月30日	代表者(法人名)	京都府公立大学法人	京都府与謝郡与謝野町宇男山481	0772-46-3371	3号	平成27年1月30日	
		事業所	京都府立医科大学附属北部医療センター					

備考 1 「登録番号」の欄は国で定める採番基準に従って記載してください。

2 「実施研修課程」には、当該機関が実施する研修課程の番号(1~3)を記載してください。

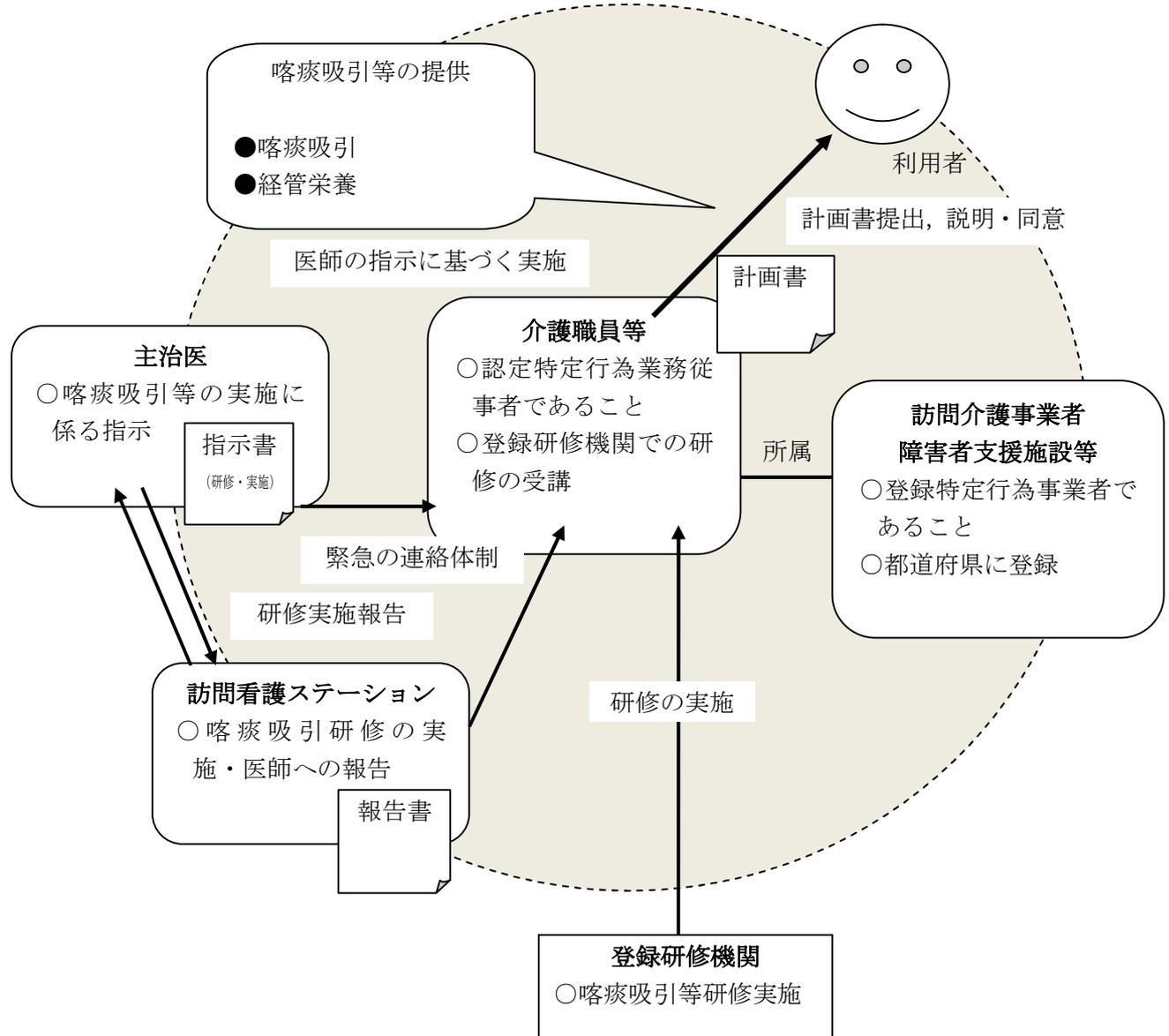
1) 喀痰吸引及び経管栄養の全て：省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)

2) 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及びに胃ろう又は腸ろうによる経管栄養：省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)

3) 各喀痰吸引等行為の個別研修：省令別表第三号研修(特定の者対象)

3 既に一度登録を受けた登録研修機関が、別の研修課程について登録を受ける場合には、追加となる研修課程の番号(1~3)を「実地研修課程」欄に追記してください。

3 医療関係者との連携体制



喀痰吸引等の実施に当たっては、医療関係者を含むケアカンファレンス等の体制整備、その他の安全確保のための体制の確保が必要となります。

具体的には、

- ① 喀痰吸引等の実施について、医師の文書による指示を受けること
 - ② 看護職員との連携、役割分担を明確にすること
 - ③ 実施に係る「計画書」・研修の実施に係る「報告書」を作成すること
 - ④ 利用者や家族への説明と同意
- 等があげられます。

4 実質的違法性阻却の考え方

(1) これまでの経過

喀痰吸引等の行為については、当面やむを得ない措置（実質的違法性阻却）として、一定の条件の下、下記の厚生労働省医政局長通知により介護職員等による実施を運用していました。

- ① ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について
（平成15年7月17日医政発0717001号）
- ② 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて
（平成16年10月20日医政発第1020008号）
- ③ 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて
（平成17年3月24日医政発第0324006号）
- ④ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて
（平成22年4月1日医政発0401第17号）

医療的ケアは、これまで支援してきた利用者について、状態が悪化し、医療的ケアが必要になっても、介護職員等が継続的に支援を行っていけるよう、人道的な観点から上記①～④の通知が発出されていました。

平成24年4月の法改正により、介護職員等による喀痰吸引等については、研修体系が確立されたところです。研修体系が確立されたもとの、法改正に基づかない喀痰吸引等がやむを得ないものかどうかは個別具体的に判断されますが、今後も継続的に安全に支援を行っていくという考え方に変わりはないものと考えます。

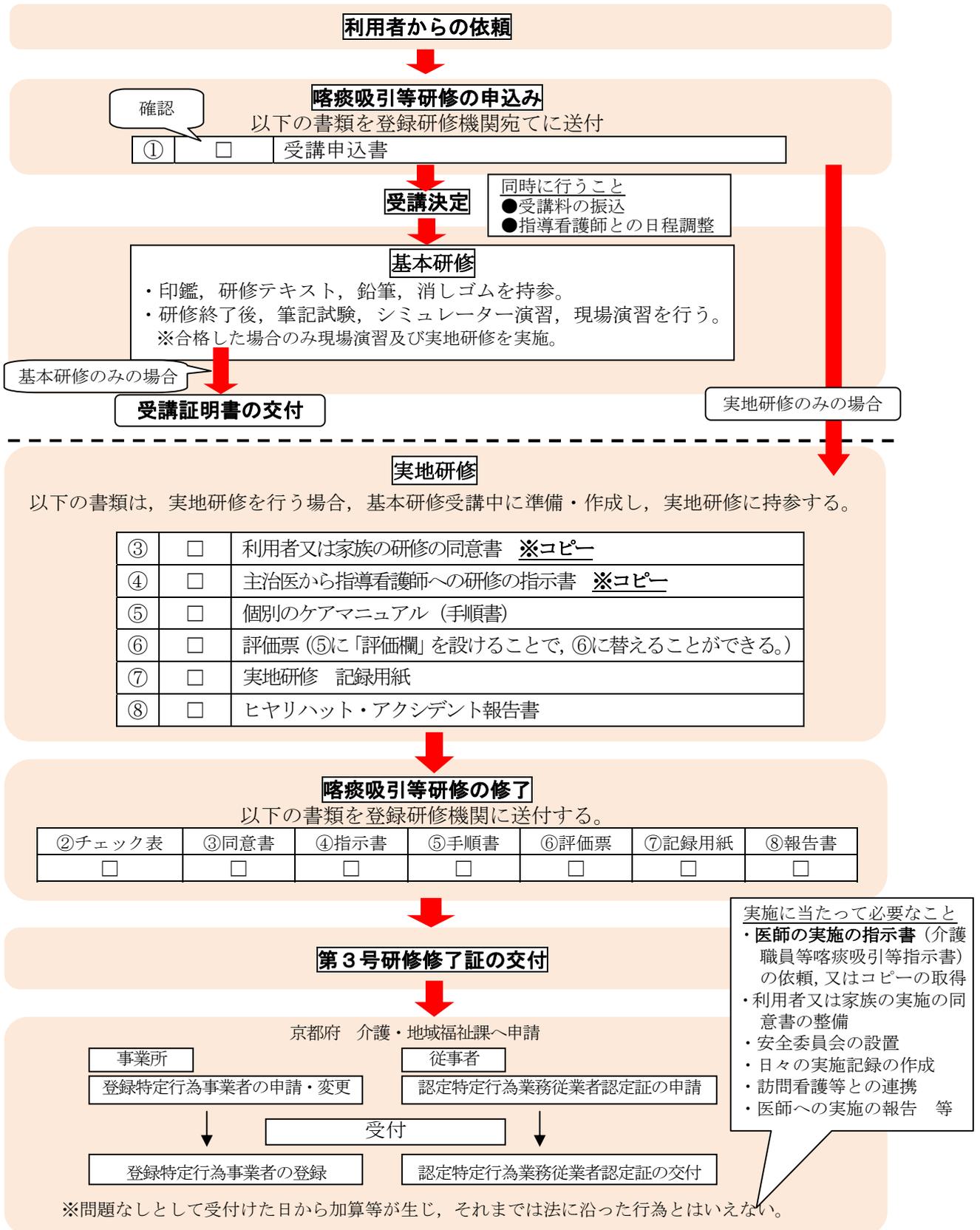
(2) これまでの実質的違法性阻却に基づく喀痰吸引等の取扱い

- ・上記の①～④の医政局長通知は「新制度施行後にその普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定」とされています。（廃止時期は未定）
- ・平成24年4月度以降に開始した研修（特別養護老人ホームにおける14時間の施設内研修や在宅における家族や看護師による研修など）は有効とならず、経過措置の対象となりません。

※ 平成24年度末までに修了又は開始した研修のみ有効となります。

5 喀痰吸引等研修の概要

(1) 第3号研修受講の流れ（確認用，①～⑧は次頁の研修に必要な書類に該当）



(2) 研修受講に必要な書類

	様式番号	書類名	備考
①	(様式1)	受講申込書	原本
②	(様式2)	実地研修準備チェック表	原本
③	(様式3)	利用者又は家族の研修の同意書	コピー
④	(様式4)	主治医から指導看護師への研修の指示書	コピー
⑥	(様式5)	現場演習・実地研修の評価票	原本
⑦	(様式6)	実地研修 記録用紙	原本
⑧	(様式7)	ヒヤリハット・アクシデント報告書	原本

※ ①・②以外は参考様式であるため、独自の様式を使用しても構わない。ただし、参考様式に記載される項目を満たす必要がある。

(3) 研修内容

ア 基本研修

ア) 講義

「特定の者」に特化したテキストを使用し基本的内容に絞った講義（8時間）を実施。

イ) 演習

シミュレーターを使用した演習（1時間）を通じて一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し実施。

※ 重度訪問介護従事者養成研修との統合課程の場合、シミュレーター演習込みで20.5時間。喀痰吸引等のみの研修では9時間。

ウ) 評価

講義部分の評価については、「特定の者」に特化した筆記試験（基本的内容に絞ったもの）を実施。演習の評価については、「特定の者」に特化した評価指標を使用。

講義科目	時間数
重度障害児・者の地域生活等に関する講義	2時間
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6時間
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	
喀痰吸引等に関する演習（シミュレーター）	1時間

イ 実地研修

ア) 看護師が指導（必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び利用者・家族が指導の補助）を行い、看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施（まず、「現場演習」において問題ないことが確認でき、その後、「実地」において、連続2回全項目が実地研修評価判定基準の「ア 1人で実施できる。評価項目について手順通りに実施できている。」となる必要がある）。

看護師の指導は、初回及び状態変化時以外については「定期的」に実施する。

イ) 評価については、「特定の者」に特化した評価票を使用。利用者（家族）の意見を聴取することが可能な場合は、指導看護師等が利用者（家族）の意見も踏まえた上で評価を実施。

(4) 研修終了後の流れ

ア 認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

喀痰吸引等の行為を業として実施するためには、研修の修了だけでなく、「認定特定行為業務従事者認定証」(以下「認定証」という。)の交付を受けることが必要です。

(ア) 新規の場合

- ・ 交付申請書 第4-2号様式
- ・ 住民票 (写) ※コピーは不可
- ・ 申請者が法附則第4条第3項の各号に該当しないことを誓約する書面 第4-3号様式
- ・ 喀痰吸引等研修の修了証明書 ※コピー
- ・ 返信用封筒 (角形2号) 120円切手貼付, 「不足分は受取人負担」の朱書
- ・ チェックリスト

(イ) 変更が生じた場合

「氏名」及び「修了した特定行為」が変更となった場合は届出が必要です。

- ・ 変更届出書 第7号様式
 - ・ 氏名変更…認定証 (原本) 及び変更内容が確認できる書類 (戸籍謄本等)
特定行為の変更…認定証 (原本) 及び追加する行為の研修修了証明書 (写)
- ※なお、申請は事業所単位でまとめて行うこともできます。

イ 登録特定行為事業者の登録

喀痰吸引等の行為を業として実施するためには、事業者が「登録特定行為事業者」として登録を行うことが必要です (加算の算定, 損害賠償の適用等)。

(ア) 新規の場合

- ・ 登録申請書 第1-1号様式
- ・ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿 第1-2号様式
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しないことを誓約する書面 第1-3号様式
- ・ 登録喀痰吸引等事業者 (登録特定行為事業者) 登録適合書類 第1-4号様式
- ・ 申請者が法人である場合, (a) 定款又は寄附行為 (b) 登記事項証明書
申請者が個人である場合, 住民票 (写) ※コピー不可
- ・ 返信用封筒 (定型長3号)
92円切手貼付, 郵便番号, 住所, 事業所名を記入
- ・ チェックリスト

◆第1－4号様式の添付書類

適合要件	書類の記載内容・留意点
1	① ※「医師の指示書」(様式のみ)
	② 連携する医療機関等についての記載文書
	③ 役割分担や情報共有の方法(連絡会議や文書伝達等)の記載文書
	④ ※利用者ごとの実施計画書(様式のみ)
	⑤ ※医師への報告書(様式のみ)
	⑥ 緊急時における連絡方法の記載及び連絡網等
2	① 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿(様式1－2)
	② 今回は不要
	③ 安全委員会の構成員, 協議内容, 実施頻度等の記載文書
	④ 安全性確保のための研修カリキュラムや計画を定めたもの
	⑤ 喀痰吸引に必要な備品の一覧表
	⑥ 事業所における衛生マニュアル(既存のものに追加で可)
	⑦
	⑧ ※利用者・家族の同意書(様式のみ)
	⑨ 情報保持に係るマニュアル(既存のものに追加で可)

(イ) 変更が生じた場合

以下の事項に変更が生じた場合, 変更が生じた日から10日以内に届出が必要です。

- ・ 変更届出書 **第3－2号様式**
- ・ 変更内容が分かる書類(下表のとおり)

	事項	添付書類
設置者関連	①代表者氏名	登記事項証明書又は理事会等の議事録(議事録で代用する場合は, 法人で奥書証明願います。また, 後日登記完了後, 登記事項証明書を提出してください)
	②代表者の住所	
	③事業所の名称	
	④事業所の所在地	
	⑤法人の定款又は寄附行為	
事業所関連	①業務方法書	変更後のものと変更箇所が分かるもの
	②喀痰吸引等を行う従事者の名簿	第1－2号様式及び認定証等(写)
	③喀痰吸引等に係る備品一覧	変更後備品一覧
	④実施研修責任者の氏名	不要
	⑤事業開始予定年月日	不要

ウ 医師の実施の指示書 (研修の指示書(様式4)とは異なります。)

喀痰吸引等の実施のためには, 医師の実施の指示書(介護職員等喀痰吸引等指示書様式2－1)が必要です。指示書は3箇月に1度, 1人の利用者に対し1枚しか発行されませんので, 他の支援事業所等と連携し, コピーして使用してください。

(5) 実施に当たっての留意点

●喀痰吸引等の実施に当たっては、

- ・医師の実施の指示書を確認
- ・利用者・家族の同意書を確認
- ・日々の喀痰吸引等の実施記録の作成
- ・ヒヤリハット・アクシデントの報告と対策
- ・安全委員会の設置
- ・訪問看護等の医療機関との連携
- ・医師への実施の報告

等

が求められます。

●認定証を取得している介護職員等でも、新たな特定の者について依頼がある場合や、新たな喀痰吸引等の認定特定行為を行う場合について、喀痰吸引等研修（実地研修）の受講が必要となります。

●京都市が実施する「医療的ケア研修」を受講するなどして、適宜スキルアップを図るよう努めてください。

6 医療連携加算

①施設入所支援（障害者支援施設）

重度障害者支援加算（Ⅰ）において、喀痰吸引等を実施する事業所の体制を評価する。

●算定要件

特別な医療が必要であるとされる者又は腸ろうによる経管栄養若しくは経鼻経管栄養が必要とされる者が利用者の数の合計の100分の20以上であること等

※喀痰吸引及び胃ろうによる経管栄養については、「特別な医療」に含まれています。

②生活介護

人員配置体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）において、喀痰吸引等を実施する事業所の体制を評価する。

●算定要件

障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又は喀痰吸引等を必要とする者）が利用者の数の合計の100分の60（（Ⅱ）の場合は50）以上であること等

③他の日中活動系・居住系サービス等 ※看護職員を配置することとされていないもの

医療連携体制加算（Ⅲ）及び（Ⅳ）において、看護職員による指導及び介護職員による喀痰吸引等の実施体制を評価する。

●医療連携体制加算（Ⅲ） 500単位（看護職員1人1日当たり）※短期入所では600単位
看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算（Ⅳ） 100単位（利用者1人1日当たり）※短期入所では
介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

※短期入所（医療型短期入所を除く。）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助（グループホーム）

④訪問系サービス

特定事業所加算（Ⅰ）及び喀痰吸引等支援体制加算において、喀痰吸引等を実施する事業所の支援体制を評価する。

●特定事業所加算（Ⅰ）の重度者対応要件

前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること

●喀痰吸引等支援体制加算 100単位（利用者1人1日当たり）

特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

*居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護。

重度障害者等包括支援においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護において喀痰吸引等を実施した場合に限り、喀痰吸引等が必要な者に対する支援体制について、加算により評価。